

《国際家族法研究会報告 (第42回)》

アメリカにおける離婚後扶養の動向

足立 文美恵

一 はじめに

アメリカでは、一九七〇年代から一九八〇年代にかけて、離婚原因法の改革が行われ、有責主義を排し無責主義がとられるようになった。これに伴い、離婚給付法も大きく変わり、離婚給付法は離婚後扶養 (alimony、アリモニー) を中心とするものから、財産の清算を中心とし離婚後扶養をその補充的役割を担わせるものに変容をとげた。

その後、二〇〇二年には、アメリカ法律協会 (American Law Institute) により「婚姻解消法の原理—分析と提言 (Principles of the Law of Family Dissolution: Analysis and Recommendations (2002)」、以下『婚姻解消法の原理』という) が公表され、離婚給付を含む婚姻の解消に関する原理が提唱された。『婚姻解消法の原理』は、公表された当時、アメリカにおける婚姻解消に関わる法への影響について、多くの論文が出されるなど各方面から期待されていた (See, Michael R. Clisham, Robn Fretwell Wilson, *American Law Institute's Principles of the Law of Family Dissolution, Eight years After Adoption*:

Guiding Principles or Obligatory Footnote? 42 Fam L.Q. vol.3. 575 (2008))。『婚姻解消法の原理』が公表されてから約一〇年が経過するが、アメリカの離婚給付に関する法は、どのような状況にあり、『婚姻解消法の原理』はアメリカの婚姻解消に関する法に影響を与えたのであろうか。

本稿では、『婚姻解消法の原理』において、従来の制定法・判例にはない新しい概念、付与・内容の決定基準が提唱された離婚後扶養に注目し、アメリカにおける離婚後扶養について、従来の状況と比較しながらその現状を見ていくこととする。

二 離婚後扶養の付与

アメリカでは、離婚後扶養を含む家族に関する法は、州ごとに定められているが、離婚後扶養に関する法には、その種類、付与等の決定基準について一定の傾向がみられる。従来、離婚後扶養は、アリモニー (alimony、離婚後扶養) と呼ばれることが多かったが、一九七〇年代から一九八〇年代の離婚原因法の改革に伴う離婚給付法の改革によって、アリモニーの他に、spousal support (配偶者扶養)、maintenance (扶養) と呼ばれるようになった。離婚給付法の改革から約三〇年経過した現在でも、離婚後扶養は、依然としてアリモニーと呼ばれており、又、spousal support、maintenance と呼ばれている。また、これらの離婚後扶養の他に、compensatory spousal support (補償的配偶者扶養) や restitutional

alimony (補償的アリモニー) と呼ばれるものも、離婚後扶養の一形態としても登場するようになっていく。

離婚後扶養の概念は、従来は、受給者の再婚又は夫婦の一方の死亡まで定期的な支払いが継続する扶養料であった。

一九七〇年代から一九八〇年代の離婚原因法の改革に伴う離婚給付法の改革により、離婚給付の中心が財産の清算となり、離婚後扶養はその補充的役割を担うものとされるようになった。また、離婚後扶養の概念は、一方配偶者に経済的必要性があり、他方配偶者に支弁力がある場合に、一方配偶者の経済的必要性に応じて支払われる扶養料へ変化した(拙稿「財産分与とアリモニーアメリカにおける Rehabilitative Alimony について」比較法第三九号(二〇〇二年)三三九頁以下)。

このような離婚後扶養の概念の変化により、従来型の離婚後に加えて、新しい型の離婚後扶養も各州の制定法及び判例において認められるようになった。従来型の離婚後扶養は、パーマネント・アリモニー(permanent alimony)、永久的離婚後扶養と呼ばれ、離婚後扶養の支払いは受給者の再婚又は夫婦の一方の死亡により終了するものである。新しい型の離婚後扶養は、主にリハビリティブ・アリモニー(rehabilitative alimony)、社会復帰のための離婚後扶養)と呼ばれ、離婚後扶養が支払われる期間が予め裁判所又は合意により決められており、離婚後扶養の支払いがその期間の経過により終了するものである。

上述のように、最近では「compensatory spousal support」などのように補償としての意味を有する離婚後扶養も登場するようになっていく。例えば、オレゴン州の判例では、他方配偶者へのキャリア形成への貢献が考慮され、compensatory spousal support (補償的配偶者扶養) の付与が認められている (In re Marriage of Harris, 244 P.3d 801 (Or.2010))。

(1) 付与の基準

一九七〇年代から一九八〇年代における離婚給付法の改革により、離婚後扶養の概念は、一方配偶者に必要性があり、他方配偶者に支弁力がある場合に、他方配偶者から一方配偶者に対して支払われるものとされるようになった。このような離婚後扶養の概念の変化や、「統一婚姻及び離婚法 (The Uniform Marriage and Divorce Act)」の離婚後扶養に関する規定に影響を受け、離婚後扶養の付与の基準は、一方配偶者に必要性があり、他方配偶者に支弁力のあることとされるようになった。現在でも、これらの基準は、離婚後扶養の付与の基準とされている。離婚後扶養の付与の基準には、これらの基準に加えて、婚姻の継続期間、清算により分割された財産の額、各配偶者が負担している債務 (responsibilities) などにも考慮されている (See, Linda D. Elrod, Robert G. Spector, *A Review of the Year in Family Law: Numbers of Disputes Increase*, 45 Fam L.Q. vol. 4 454 (2012))。特に一方配偶者の必要性と他方配偶者の支弁力という基準は、リハビリティブ・アリ

モニーやパーマネント・アリモニーといった離婚後扶養の種類に関係なく、離婚後扶養付与の決定に考慮されている。

(2) 有責性

一九七〇年代から一九八〇年代の離婚給付法の改革以前において、離婚後扶養の付与の基準は、一方配偶者の有責性と他方配偶者の無責性であり、離婚後扶養の付与の決定には、有責性という要因が重要な役割を果たしていた。しかし、一九七〇年代に離婚原因法の改革が行われ、離婚原因法から有責主義が排除されるようになると、離婚後扶養の付与の基準からも有責性が排除されるようになり、離婚後扶養の付与の基準は、一方配偶者の必要性と他方配偶者の支弁力とされるようになった。

現在では、有責性のある夫に対する離婚後扶養の付与が問題されなかった裁判例もあり (Mani v. Mani, 183 N.J.70, 2005 N.J. LEXIS 298, 本事例では、妻は夫に比べて稼働能力が高いことが予想されている)、離婚後扶養の付与の決定の際、有責性が考慮されなくなった裁判例もみられる。しかしながら、離婚後扶養の付与の基準として有責性が考慮されることを認める州もあり (前掲 Mani 判決でも、例外的に、限定的な範囲内でのみ、離婚後扶養の付与の決定に有責性を考慮してもよいとしている)、アメリカの離婚後扶養の付与の基準として有責性を認めるか否かは、州により異なる状況にある。

(3) その他の基準

離婚後扶養の付与の基準は一方配偶者の必要性と他方配偶者の支弁力であり、これらの基準が考慮されて離婚後扶養の付与が決定されている。しかしながら、離婚後扶養の付与の決定には、これらの基準に加えて、いくつかの事情が考慮されている。例えば、婚姻期間が一〇年であることを理由にリハビリティブ・アリモニーの付与を認めなかった事実審裁判所の判断を誤りとしたもの (Mobley v. Mobley, 18 So.3d 724 (Fla. Dist. Ct. App. 2009)) があ²⁹。

三 離婚後扶養の内容

離婚後扶養は、「扶養」という性質から分割で支払われるものが多いが、一括で支払われるものもある。一括で支払われる離婚後扶養は lump-sum alimony と呼ばれている。一括で支払われた離婚後扶養に関する裁判例として、夫の死亡により支払いが終了する期限付の離婚後扶養のほかに、夫の八五歳という年齢、夫の健康状態が著しく悪いことなどを考慮して、一括で支払われる離婚後扶養の付与の有無が決定されなかったことに誤りがあるとして、事件を差し戻したものがある (Schwartz v. Schwartz, 225 P.3d 1273 (Nev. 2010))。分割で支払われる離婚後扶養には、支払いの期間が受給者の再婚又は夫婦の一方の死亡まで継続するパーマネント・アリモニーと、裁判所又は合意により決められた期間の経過により支払いが終了するリハビリティブ・アリモニーとがあ³⁰。

(1)リハビリティブ・アリモニー

リハビリティブ・アリモニーは、一九七〇年代以降の離婚給付の改革により、多くの州の制定法・判例で採用されるようになった離婚後扶養の一形態である。一九七〇年代以降の離婚給付の改革では、それまでに多くの州で採用されていなかった財産の清算が離婚給付の一つとして導入されるようになったが、財産の清算に加えて、従来型の永久的に離婚後扶養が支払われ続けるパーマナント・アリモニーまでも付与されるのは不公平であると考えられるようになり (Marshall, *Rehabilitative Alimony: An Old Wolf in New Clothes*, 13 Rev. Law and Soc. Change 678-679 (1985))、多くの州の制定法では、財産の清算により分配された財産の額なども考慮されて、一定の場合に離婚後扶養の期間が制限されるようになった。その結果、各州の裁判所は、自立のために行う訓練や教育、又は新しい生活に慣れるまでの資金などとしてリハビリティブ・アリモニーが付与するようになったとされている (U.J. Weitzman, *The Divorce Revolution*, 150 (1985))。

現在でも、リハビリティブ・アリモニーは、離婚後扶養を受給する配偶者が教育、訓練等により自活能力を取得する見込みのある場合に適切であるとされている (Maters v. Maters, 775 N.W.2d 666 (Minn.Ct.App.2009))。

しかしながら、裁判例では、リハビリティブ・アリモニーは、自活能力の取得が考慮されずに付与される場合もある。

例えば、自活能力の取得以外の理由からリハビリティブ・アリモニーの付与ができるとしたもの (Utz v. Utz, 963 A.2d 1049 (Conn.App. Ct. 2009)) や、自活能力を取得できるか否かが考慮されずにリハビリティブ・アリモニーの付与をした原審の判断を認めたもの (Barker v. Barker, 996 So.2d 161 (Miss.Ct.App.2008)) がある。

(2)パーマナント・アリモニー

パーマナント・アリモニーは、従来型の離婚後扶養であり、受給者の再婚又は夫婦の一方の死亡まで離婚後扶養の定期的な支払いが継続するものである。現在でも、パーマナント・アリモニーの付与は、各州の制定法及び裁判例において認められている。パーマナント・アリモニーは、年齢や心身の状況から自活能力を得る見込みのない場合に付与されるものとされており (U.J. Weitzman, *The Divorce Revolution*, 149-150)、裁判例でも、パーマナント・アリモニーは、離婚後扶養を受給する者に自活能力のあることが不明確な場合には、パーマナント・アリモニーを付与しなければならないとしたものがある (Maters v. Maters, 775 N. W.2d 666 (Minn.Ct.App. 2009))。

しかし、裁判例には、パーマナント・アリモニーの付与の決定に、離婚後扶養を受給する者の事情だけではなく、離婚後扶養を支給する者の事情も考慮しなければならないというものもあり、例えば、パーマナント・アリモニーを支給する

者の支弁力に関する事実認定がなかったとして、事件を差し戻したものがあつた (Lovejoy v. Lovejoy, 782 N. W.2d 669 (S. D.2010))。

四 補償的給付

従来の離婚後扶養は、一方配偶者の有責性と他方配偶者の無責性を基準として付与されており、離婚後扶養の根拠も、付与の基準に従い、一方配偶者の有責性への罰であり、加罰的な理由から一方配偶者が他方配偶者に対して離婚後扶養を支払わねばならないと考えられていた。一九七〇年代に始まる離婚原因法の改革により、離婚原因法から有責性が排除されると、離婚後扶養の付与の基準からも有責性が排除されるようになり、離婚後扶養の根拠も有責性とは考えられなくなつた。婚姻を解消した男女の間でも扶養の関係を継続されなければならぬということに対する明確な根拠が見つからない状況であつた。このような状況から脱するために、二〇〇二年にアメリカ法律協会が公表した『婚姻解消法の原理』では、離婚後扶養の根拠が見出せないことを理由の一つとして、離婚後扶養の概念を改めて、従来の各州の制定法や判例にはない補償的支払 (compensatory payment) 又は補償給付 (compensatory award) という概念が示された。『婚姻解消法の原理』では、補償という概念だけでなく、従来の各州の制定法や判例にはない補償の付与・内容を決定する基準も示されている。『婚姻解消法の原理』が公表された

二〇〇二年から一〇年以上が経過しており、『婚姻解消法の原理』が各州の制定法及び裁判例にどのような影響を与えたのであろうか。

(1) 『婚姻解消法の原理』の影響力

『婚姻解消法の原理』は、過去五〇年間における家族の在り方の変化に対応すべきものとして、一年の年月をかけて作成されたものである。『婚姻解消法の原理』では、離婚後扶養のみならず、子の監護、子の扶養、婚姻財産の清算、事実婚について検討されている。『婚姻解消法の原理』は、四つの草案が公表されているが、草案の段階から高い評価を受けていた。又、二〇〇二年に公表される以前から三九の判例で『婚姻解消法の原理』に含まれる原理が採用されており、公表から数年後には『婚姻解消法の原理』が各州の関連法に影響することが期待されていた。

しかしながら、公表から五年後の二〇〇八年に行われた調査によれば、裁判例においても、各州の制定法においても、『婚姻解消法の原理』の影響があまりみられなかつたことが明らかにされている (See, Michael R. Clisham, Robin Pretwell Wilson, *American Law Institute's Principles of the Law of Family Dissolution, Eight years After Adoption: Guiding Principles or Obligatory Footnote?* 42 Fam L.Q. vol.3, 575)。実際に、離婚後扶養に関する裁判例では、補償としての意味を有する離婚後扶養の付与が認められるものがいくつみられるが、依然とし

て補償としての意味を有しない離婚後扶養の付与を認めるものが大半を占めている。又、補償の原理は、主に立法者に向けて提唱されたものであるが、多くの制定法が離婚後扶養という概念を維持している。しかしながら、制定法ではないが、マリコパ群の裁判所が『婚姻解消法の原理』の草案を参考にしたガイドラインを作成しており、『婚姻解消法の原理』の影響は全くみられないとはいえないであろう。

(2) 『婚姻解消法の原理』の補償

『婚姻解消法の原理』では、離婚後扶養に代わる新しい概念として補償という概念が示され、補償の付与、期間・金額の決定基準となる原理が示されている。補償という概念は新しい概念であるが、概念及び決定基準は、今までの判例を参考としていることが説明されている。

『婚姻解消法の原理』における補償とは、「離婚に伴い一方配偶者又は双方の配偶者が負担する経済的損失を衡平に分配する給付 (ALI, Principles of the Law of Family Dissolution: Analysis and Recommendations (2002) § 5.03(1))」であり、『婚姻解消法の原理』は補償の種類として、①婚姻中の生活水準の損失に対する補償（五・〇四条）、②子供の世話による稼働能力の損失に対する補償（五・〇五条）、③第三者の世話による稼働能力の損失に対する補償（五・一一条）、④他方配偶者の教育・訓練への貢献に対する補償（五・一二条）、⑤短期の婚姻における婚姻前の生活水準の損失に対する補償（五・一三

条）、となる5つを認めている。

『婚姻解消法の原理』は、これらの補償の付与、期間・金額の決定について、明確な基準を設けており、その基準は条文形式で示され、その条文についての詳細な説明が Comment で示され、その条文の基礎となった判例も Reporters note で示されている。

上述のように、『婚姻解消法の原理』における補償の原理が立法及び裁判例に与えた影響は少ないと考えられるが、この基準を参考とした裁判例も数は少ないが存在する (Cohan v. Feuer, 2004 Mass. LEXIS 408)。

(3) 補償の状況

補償の概念は、『婚姻解消法の原理』では、広い範囲で補償の概念が認められているが、一般には、育児を負擔したことに對する補償や、稼働能力の喪失又は減退に對する補償が主張されている。離婚後扶養の付与を決定する際に考慮すべき事情の一つとして稼働能力の喪失又は減退を挙げると裁判例もある (Baron v. Baron, N.Y.S.2d 456 (App.Div.2010))。制定法においても、離婚後扶養の一形態として補償の意味を有する離婚後扶養を認める州がある。オレゴン州では、一九九九年の法改正により、離婚後扶養 (support) の一つの類型として、補償的配偶者扶養 (Compensatory spousal support) が認められるようになった。補償的配偶者扶養の条文は、第一一節 (title 11) 家族関係 (Domestic Relations) の

一〇七章 (chapter 107) 「婚姻解消、婚姻無効、別居 (marital dissolution, annulment, separation)」の中の一〇五条に規定されている。その規定は、以下のようなものである。

一〇七・一〇五条

(1) 裁判所は婚姻無効、解消又は別居の判決を下すとき、裁判所は次に掲げる事項について、判決を下すことができる。…

(d) ∴ 配偶者扶養を命令する際、裁判所は、一又は複数の種類の配偶者扶養を命令することができる。… 裁判所が次に掲げる配偶者扶養を命令することができる。

(A) 過渡的配偶者扶養 (Transitional Spousal Support) は、一方当事者が職場への復帰又は仕事での昇進に必要な教育、訓練を受けるためのものである。…

(B) 補償的配偶者扶養は、一方当事者が他方当事者の教育、訓練、職業上の能力、キャリア、稼働能力の形成に経済的に又はその他で貢献し、補償的配偶者扶養の命令が一切の事情を考慮して公正で衡平な場合に付与されるものである。裁判所は、次に掲げる事情その他を考慮して補償的配偶者扶養の付与を決定しなければならない。

(i) 貢献の金額、期間、性質 (nature)

(ii) 婚姻期間

(iii) 双方当事者の稼働能力の格差

(iv) 貢献から婚姻財産に与えた利益の程度

(v) 双方当事者の tax consequences

(vi) 裁判所が公正かつ衡平と考慮するその他一切の事情

(C) 配偶者扶養 (Spousal Maintenance) は、一方配偶者が他方配偶者を援助するため特定の期間にわたり貢献をした場合に付与されるものである。…

以上のようにオレゴン州法は、離婚後扶養の種類を三つ設けており、その一つに補償的配偶者扶養を認めている。この扶養の特徴は、配偶者が教育、訓練等により、稼働能力を向上させたことが要件とされていないことである。したがって、一方が教育、訓練を受け、その間、他方が一方を貢献した場合には、一方が教育等により稼働能力を高めたかつとして、他方は扶養を受ける可能性が生ずることになる。

また、補償的配偶者扶養の他にも、(C) で配偶者扶養を認めており、婚姻期間中の貢献に対して扶養が付与される可能性の幅が広がられている。

五 おわりに

一九七〇年代から一九八〇年代の離婚給付法の改革により、離婚後扶養の在り方は大きく変容した。リハビリティブ・アリモニーと呼ばれる離婚後扶養が登場し、現在では、多くの州の裁判所がパーマナント・アリモニーではない、期限付きの離婚後扶養を付与するようになった。離婚後扶養の根拠は、離婚原因法から有責主義が採られなくなつてから、不明確なものとなり、その根拠を求めると、補償の

概念が主張されるようになった。特に二〇〇二年にアメリカ法律協会が公表した『婚姻解消法の原理』は、公表された当時、数年で影響を与えることが期待された。しかしながら、現在の離婚後扶養の状況をみる限り、補償に関する裁判例は数少なく、制定法への影響もみられない状況にある。

このような状況を見ると、補償が離婚後扶養に代わっているとは言い難く、アメリカにおける離婚後扶養の状況は、一九八〇年代以降、あまり変化はないように考えられる。しかしながら、現在の離婚後扶養は、根拠が不明確であり、付与等の基準も明確なものではない。離婚後扶養に関するガイドラインが創られ、制定法に矛盾をしなければ、そのガイドラインに従った命令をしてもよいとする裁判例もあり (Boemo v. Boemo, 994 A.2d 911 (Md. 2010)). なお、そのガイドラインは、『婚姻解消法の原理』が提唱する補償の原理に従ったものではない)、離婚後扶養の付与等の明確な基準が必要とされているといえるであろう。また、離婚後扶養を支給する者又は受給する者でなくとも、根拠が不明確なままでは婚姻が解消した男女の間に扶養を継続させることに抵抗を感じる者も少なくないはずである。

補償に関する裁判例、制定法は少ないが、一九八〇年代に比べれば、少しずつではあるが、補償という概念が浸透しつつあるともいえる。日本法においても、離婚後扶養に代わり補償という概念が注目されている。今後もアメリカの離婚後

扶養の状況を注目し、日本法における補償の在り方を検討するために、離婚給付としての補償の妥当性について研究を続けたい。

(あだち・ふみえ 宮崎大学教育文化学部准教授)